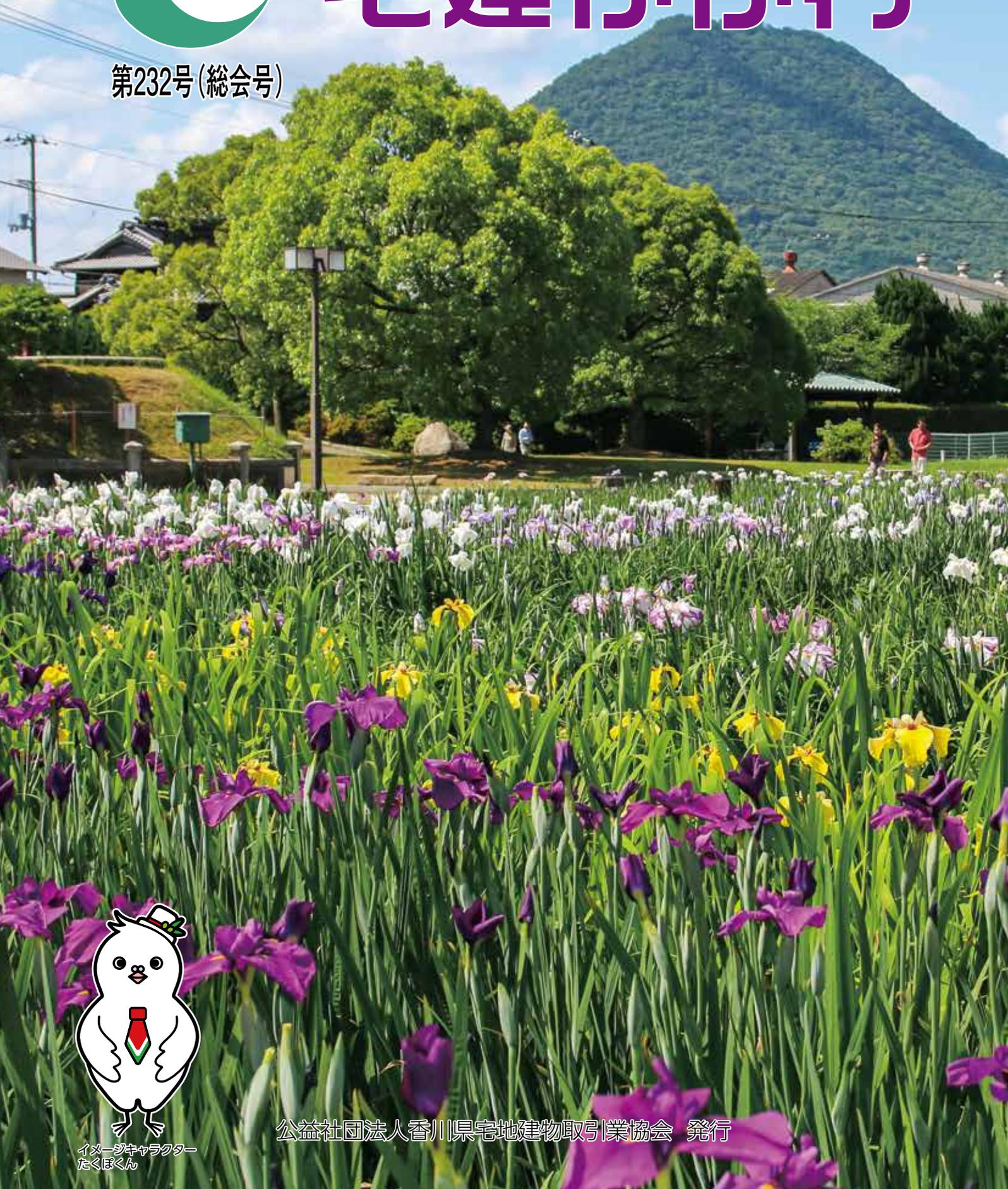




公益社団法人香川県宅地建物取引業協会会報誌

宅建かわわ

第232号(総会号)



イメージキャラクター
たくぼくん

公益社団法人香川県宅地建物取引業協会 発行



公益社団法人香川県宅地建物取引業協会他2団体 総会開催 第13代会長に吉田孝一氏が就任



令和6年5月29日、レクザムホールにて公益社団法人香川県宅地建物取引業協会第13回定時総会、公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会香川本部定時総会（第52回）が多くの来賓臨席のもと開催された。

来賓の祝辞のあと、顕彰・表彰・感謝状の贈呈が行われ、59名の諸氏に賞状が贈呈された。

総会では、報告事項として令和5年度事業報告、令和6年度事業計画・収支予算、規程制定の件、決議事項として令和6年度決算承認の件、役員改選の件が上程され承認可決された。

総会後行われた理事会にて加内雅彦会長の退任を受け、吉田孝一氏が第13代会長に選ばれ、副会長には樋口範明氏、岡知徳氏、有馬耕一氏、専務理事には松下由二三氏が選任された。

また、監事には、松原典士氏、古家敬三氏、久米井好美氏、新名均氏の4氏が就任した。

保証協会についても全上程議案について承認可決された。なお、香川本部長には吉田孝一氏が就任した。



加内 雅彦会長あいさつ



吉田 孝一 新会長あいさつ



池田豊人香川県知事 ご祝辞



公益社団法人香川県宅地建物取引業協会の定時総会が盛大に開催されますことを、心からお慶び申し上げます。また、日ごろから会員の皆様方には、宅地建物の取引を通じて我が国の経済・生活いろいろな面で貢献を頂いて御礼申し上げます。

貴協会では適正取引を進める上で、不動産無料相談を継続的に開催して頂いておりますし、空き家の問題や災害時の対応等、公的な課題についても幅広く貢献を頂いており誠にありがとうございます。

先ほどのお話で空き家の問題がございましたが、皆さんもよくご存じかと思いますが、街の中でも空き家がだいぶ増えてきたというのが実感であり、全国的に見ても人口比率的に多いという状況であります。

県下の市町でも危険空き家の除去について進められておりますけれども、そのような対応も加速させないと、危険空き家が増え続ける状況でございますので、これからも一層力を入れたと考えております。

先ほどのご挨拶の中で、空き家対策に関しても、いろいろな制度の見直しで取り組みやすくなってきているとお話もございましたが、ぜひこのような中古物件の有効活用、流通拡大について、これまで以上のご尽力をお願いできればと思います。

やはり土地・建物がきれいで適切に管理や建替えが進むということが街の魅力、発展の大前提でありますので、ぜひ皆様方にはこれまで以上に活躍をいただきますよう、お願いするとともに、私も必要なサポートをして参りますので一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

本日はおめでとうございます。

谷久浩一香川県議会副議長 ご祝辞



本日は、香川県宅地建物取引業協会の定時総会の開催、誠にありがとうございます。

私、ただ今、御紹介を賜りました香川県議会副議長の谷久浩一でございます。香川県議会を代表して、一言、お祝いを申し上げます。

加内会長をはじめ、皆様方におかれましては、安全で質の高い住環境の提供と公正で円滑な不動産取引を通して、県民の住生活の安定向上に多大な御貢献をいただいておりますことに、心から敬意と感謝の意を表します。

また、この後、表彰並びに感謝状を受けられる皆様におかれましては、誠にありがとうございます。この度の御栄誉を心からお慶び申し上げますとともに、更なる御活躍を期待申し上げます。

さて、近年、少子高齢化による家庭状況の変化や、地震・風水害の多発や地球温暖化など自然環境の変化により、安全、良質で耐震性や省エネルギー性能の高い住宅が求められるようになりました。また、急増する空き家の利活用などが喫緊の課題となっております。

こうした中、皆様方には、移住促進のための空き家バンク「かがわ住まいネット」の運営や大規模災害時における民間賃貸住宅借上制度の普及促進などに御協力をいただいておりますことに、改めて、厚くお礼を申し上げます。

県議会といたしましては、住宅の耐震化や空き家対策など、県民が安全で快適に暮らせる街づくりを全力で支援してまいります。

結びに、香川県宅地建物取引業協会のますますの御発展と、御参会の皆様の御健勝・御活躍を心から祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

本日は、誠にありがとうございます。



大西秀人高松市長ご祝辞



臨席頂いた来賓各位



提案説明をおこなう役員

今回の総会にて、2年間会長をつとめられた加内雅彦氏が勇退されました。

今後、相談役として後進の指導にあたられることとなります。



吉田新会長から加内前会長への花束贈呈

顕彰・表彰状・感謝状贈呈



香川県知事表彰の榮譽を称え顕彰を贈られる七條 章氏



永年表彰を受ける白川 光男氏



役員歴10年以上の表彰を受ける友國 裕典氏



業歴50年の表彰を受ける香川 政司氏



吉田孝一新会長あいさつ



このたび、公益社団法人香川県宅地建物取引業協会の会長に就任いたしました吉田でございます。まずは、これまで当法人を支えてくださった皆様に、心より感謝申し上げます。

当協会は、宅地建物取引業を通じ社会に貢献することを目的として設立され、多くの皆様のご支援とご協力のもと、また先人の弛まぬ尽力によりこれまで数々の成果を上げてまいりました。私自身、この重要な役割を引き受けるにあたり、大変な責任と使命を感じております。

現在、世界は長引く紛争と感染症後の影響により、大きな変革と挑戦の時を迎えています。また、気候変動や経済格差の問題も深刻化しており、これらの課題に対する対応が求められています。

さらに、近年頻発する自然災害や、法律制度の改正に伴う対応も、私たちにとって重要な課題となっています。このような状況下で、私たちの役割はますます重要になっていると確信しております。

そのためには地域社会との連携強化を図る必要があることから業務を行う上で、地域の皆様との絆を深め、共に課題を解決するためのプロジェクトを推進していきたいと思っております。

特に、空き家問題等に代表されるよう、すでに顕在化している地方都市における諸問題に関し行政機関、関連団体とも連携し地域の声に耳を傾け課題の解決に向けた施策を検討してまいります。

また、次世代のリーダーを育成し、未来を担う人材の支援に力を入れます。特に、デジタルトランスフォーメーションが進む中で、デジタル化に向けたスキル向上を目指した教育研修ができる環境を整備したいと思います。

このことは、ICTを活用した情報伝達により、新しい法律制度の改正に迅速に対応し、宅地建物取引業者に求められる、情報の透明性と説明責任を果たすという面から、関係者の皆様に対する情報提供と理解促進を図り、法令遵守の徹底が図れるという考えによるもので、これらを実践することにより、皆様との信頼関係が一層強化されるものと考えております。

いずれにしても、会員約1,000社の皆様と共に、新しい時代に向けて一步一步進んでいく所存です。どうぞ、今後とも変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、これまでの努力と成果に感謝するとともに、組織改革と併せ全力を尽したいと考えております。



香川県宅地建物取引業協会 新役員紹介



会長 吉田 孝一
(三観地区長)



副会長 樋口 範明
(高松北地区長)



副会長 岡 知徳
(高松南地区長)



副会長 有馬 耕一
(大川地区長)



専務理事 松下 由二三
(高松栗林地区長)



常務理事 金森 幹子
(高松西地区長)



常務理事 瀬尾 直陽
(高松光洋地区長)



常務理事 友國 裕典
(高松東部地区長)



常務理事 松本 信一
(高南地区長)



常務理事 津山 哲郎
(坂出地区長)



常務理事 岩井 勝英
(丸亀地区長)



常務理事 谷口 英二
(仲多度地区長)



香川県宅地建物取引業協会 新役員紹介



理事 泉 隆広
(高松西地区)



理事 谷上 幸三
(高松西地区)



理事 川田 剛
(高松北地区)



理事 喜多 信
(高松北地区)



理事 田中 良幸
(高松北地区)



理事 内海 廣美
(高松光洋地区)



理事 松岡 努
(高松光洋地区)



理事 細川 浩司
(高松東部地区)



理事 村川 誠治
(高松東部地区)



理事 穴吹 静子
(高松栗林地区)



理事 北島 良仁
(高松栗林地区)



理事 喜久山 知哉
(高松南地区)



理事 森 雅彦
(高松南地区)



理事 大西 一正
(高南地区)



理事 低田 陽介
(高南地区)



理事 間嶋 三郎
(大川地区)



理事 大津 勇吾
(大川地区)



理事 竹田 英司
(坂出地区)



理事 篠原 聖司
(坂出地区)



理事 豊島 義則
(丸亀地区)



香川県宅地建物取引業協会 新役員紹介



理事 池内 英和
(丸亀地区)



理事 大北 智洋
(仲多度地区)



理事 川原 一夫
(仲多度地区)



理事 香川 政司
(三観地区)



理事 五味 賢三
(三観地区)



理事 横山 透
(三観地区)



監事 松原 典士
(大川地区)



監事 古家 敬三
(高松光洋地区)



監事 久米井 好美
(高松東部地区)



監事 新名 均
(員 外)

■総務・財務委員会

| 委員長 | 副委員長 | 委員 | | |
|-------|-------|--------|-------|-------|
| 樋口 範明 | 大西 一正 | 泉 隆広 | 田中 良幸 | 細川 浩司 |
| | | 喜久山 知哉 | 竹田 英司 | 大北 智洋 |

■業務運営委員会

| 委員長 | 副委員長 | 委員 | | |
|-------|------|-------|-------|-------|
| 有馬 耕一 | 川田 剛 | 谷上 幸三 | 内海 廣美 | 村川 誠治 |
| | | 低田 陽介 | 篠原 聖司 | 川原 一夫 |



香川県宅地建物取引業協会 新役員紹介

■相談・苦情処理委員会

| 委員長 | 副委員長 | 委員 | | |
|-------|-------|--------|-------|-------|
| 岡 知徳 | 香川 政司 | 泉 隆広 | 谷上 幸三 | 川田 剛 |
| | | 田中 良幸 | 内海 廣美 | 松岡 努 |
| 相談所長 | | 細川 浩司 | 村川 誠治 | 北島 良仁 |
| 間嶋 三郎 | 豊島 義則 | 喜久山 知哉 | 森 雅彦 | 大西 一正 |
| 五味 賢三 | 穴吹 静子 | 低田 陽介 | 大津 勇吾 | 竹田 英司 |
| 喜多 信 | | 篠原 聖司 | 池内 英和 | 大北 智洋 |
| | | 川原 一夫 | 横山 透 | |

■入会審査委員会

| 委員長 | 副委員長 | 委員 | | |
|-------|-------|-------|-------|--------|
| 樋口 範明 | 瀬尾 直陽 | 金森 幹子 | 友國 裕典 | 松下 由二三 |
| | | 岡 知徳 | 松本 信一 | 有馬 耕一 |
| | | 津山 哲郎 | 岩井 勝英 | 谷口 英二 |
| | | 香川 政司 | | |

■綱紀委員会

| 委員長 | 副委員長 | 委員 | | |
|-------|-------|--------|-------|-------|
| 谷口 英二 | 金森 幹子 | 樋口 範明 | 瀬尾 直陽 | 友國 裕典 |
| | | 松下 由二三 | 岡 知徳 | 松本 信一 |
| | | 有馬 耕一 | 津山 哲郎 | 岩井 勝英 |
| | | 香川 政司 | | |

■不動産流通・公共事業用地関係対策委員会

| 委員長 | 副委員長 | 委員 | | |
|-------|------|-------|-------|-------|
| 岩井 勝英 | 森 雅彦 | 松岡 努 | 北島 良仁 | 大津 勇吾 |
| | | 池内 英和 | 横山 透 | |

【公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会香川本部】 役員

| 役職名 | 氏名 |
|------|------------|
| 本部長 | 業協会会長に同じ |
| 副本部長 | 業協会副会長に同じ |
| 専任幹事 | 業協会専務理事に同じ |
| 常任幹事 | 業協会常務理事に同じ |
| 幹事 | 業協会理事に同じ |
| 監査役 | 業協会監事に同じ |



令和5年度 第4回理事会議事録抜粋

3月27日(水)午後1時30分より、香川県不動産会館3階会議室において、令和5年度第4回理事会が開催された。

理事総数 38名 出席理事数 35名

監事総数 4名 出席監事数 4名

瀬尾総務・財務副委員長の司会により定足数の報告に基づき本会の成立を告げ開会。

加内会長が議長に就任し、規約により議事録署名人は会長及び出席監事とし、議事録作成者を事務局と告げ議案審議に入った。

議 題

○ 宅建協会

【報告事項】

- (1) 全宅連等中央報告
- (2) 入会審査委員会開催報告
- (3) 各委員会報告
- (4) 役員推薦基準に基づく推薦理事の選出について

【決議事項】

- (1) 令和6年度事業計画並びに収支予算書(案)について

以上、審議の結果、全議案が承認可決した。



令和6年度 第1回理事会議事録抜粋

4月25日(木)午後1時30分より、香川県不動産会館3階会議室において、令和6年度第1回理事会が開催された。

理事総数 38名 出席理事数 35名

監事総数 4名 出席監事数 4名

瀬尾総務・財務副委員長の司会により定足数の報告に基づき本会の成立を告げ開会。

加内会長が議長に就任し、規約により議事録署名人は会長及び出席監事とし、議事録作成者を事務局と告げ議案審議に入った。

議 題

○ 宅建協会

【報告事項】

- (1) 入会審査委員会報告

【決議事項】

- (1) 令和6年度定時総会招集について
- (2) 令和5年度事業報告書について
- (3) 令和5年度収支決算報告書について

- (4) 理事資格審査委員会設置及び監事推薦委員の選任について
- (5) 選挙管理委員会の設置について
- (6) 2024香川県不動産フェア開催について
- (7) 総会表彰・感謝状対象者について

以上、審議の結果、全議案が承認可決した。





令和6年度 第3回理事会議事録抜粋

5月29日(水)午後 時より、レクザムホール大会議室において、令和6年度第3回理事会が開催された。

理事総数 38名 出席理事数 36名

監事総数 4名 出席監事数 4名

飯沼事務局長の司会により定足数の報告に基づき本会の成立を告げ開会。

吉田会長が議長に就任し、規約により議事録署名人は会長及び出席監事とし、議事録作成者を事務局と告げ議案審議に入った。

議 題

○ 宅建協会

○ 保証協会

【報告事項】

(1) 新入会員に関する件

【決議事項】

- (1) 専門委員会構成等について
- (2) 顧問・相談役・参与の委嘱について

以上、審議の結果、全議案が承認可決した。



* 第2回理事会は、会長選出のための理事会開催

令和5年度 第3回新規開業予定者支援セミナー開催

3月5日(火)午後1時30分より香川県不動産会館3階大会議室において、令和5年度第3回新規開業予定者支援セミナーが開催された。

セミナー課目

1. 「不動産業界の現状と今後の展望」

不動産鑑定士 松岡 良幸 氏

2. 創業資金等融資のご案内

日本政策金融公庫高松支店

上席課長代理 山崎 太地 氏

3. 現役不動産業者の体験談

高松東部地区 (有)おひさま不動産

中條 正彦 氏

4. 宅地建物取引業開業までの流れ

事務局長 飯沼 直



冒頭あいさつする岡総務・財務委員長

終了後は、個別相談会が開かれた。



第1回

宅地建物取引と人権

1 はじめに

人権は、全ての人々が人間らしく幸せに生きていくための基本的な権利であり、日本国憲法においても「侵すことのできない永久の権利」（第11条）として保障されています。

しかし、残念ながら、部落差別をはじめ、障害者や外国人に対する差別など、様々な人権侵害の事件が発生しているのが現実です。

憲法は人権を保障する一方で、「国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」（第12条）とも規定しています。

人権が尊重され、差別のない社会を実現するためには、私たち一人ひとりが人権を理解し、絶えず努力を続ける必要があります。

日本国憲法

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

2 宅建業者の責務

宅地建物取引業は、憲法で保障された「居住・移転の自由」に関わる重要な業務であり、免許を受けた者だけが従事できることとされていますので、その社会的責務は大きなものがあると言えるでしょう。

しかしながら、宅地建物取引においても、土地差別問題や、外国人、障害者、高齢者等への入居差別といった人権問題が指摘されています。

宅地建物取引業の遂行に当たっては、宅建業者が、土地差別問題等の様々な人権問題を理解したうえで、もし、お客様や家主が人権問題に関して誤った理解をしている場合は、その誤りについて、十分な説明を行い、正しい理解をしてもらえるよう努めることが期待されます。

それぞれの宅建業者が、このような努力を不断に行うことで、宅地建物取引の場における人権問題の解消が図られていくことになります。

3 宅地建物取引における人権問題の事例

宅建業者は、その業務を通じて様々な人と接しています。中には人権上問題のある対応を要求する方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

お客様から「この物件は同和地区にあるのですか？」といった問い合わせや、大家から「過去にトラブル



ルがあったので外国人の入居申込は全て断って欲しい。」といった申し入れを受けたことはないでしょうか。
お客様や大家からの依頼だから仕方がないと考え、同和地区であるかどうかを教えたり、外国人であることだけで入居を断ったとすれば、宅建業者自らが差別を助長することになってしまいますので、正しい対応を行う必要があります。

例えば、次のような対応は差別を助長し、人権上の問題があると言えます。

土地の購入を検討しているお客様から、「この物件は同和地区にあるのか？」と聞かれ、お客様の質問に対して、知っていることは全て答えなければならないと思い、「同和地区にあります。」と答えた。

入居申込を検討しているお客様から、「この物件は同和地区にあるのか？」と聞かれ、同和地区であると答えることは問題だが、同和地区でない場合は問題が無いと思い、「同和地区ではありません。」と答えた。

大家から「外国人の入居申込は全て断って欲しい。」と申し入れされたので、募集広告に「外国人お断り」と記載した。

外国人からの入居申込があったが、大家から「過去にトラブルがあったので外国人の入居申込は全て断って欲しい。」と申し入れされていたので、外国人というだけで入居申込を断った。

障害者のお客様が来店されたが、障害があることを理由に、大家や保証会社等に問い合わせることもなく、物件の紹介を断った。

同性のカップルのお客様から入居申込の相談があったが、同性であることを理由に入居申込を断った。

4 人権に関する法律

「障害を理由とする差別を解消する法律」、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」などの人権に関する様々な法律が制定されており、皆さんが宅地建物取引における人権の観点から知っておくべきものも多くあります。

次回からは、宅建業者として人権尊重の観点からの対応例や法律を紹介していきます。

会員業務支援サイト全宅連「ハトサポ」への登録のお願い

「ハトサポ」ってナニ？

無料!!

～ハトサポでは契約書式以外にも便利な業務支援ツールをご用意～

「ハトサポ」は、ハトマーク会員だけが利用できる会員業務支援サイトです。
多くの会員の皆さまにご利用いただいております**契約書式**はもちろん、
電子契約システム「**ハトサポサイン**」、**「特約・容認事項文例集」**、「**Web研修**」、
重説・契約書の解説書のご提供など、
充実のラインナップで会員の皆さまの業務を全面的にサポートします。



\\ すぐに役立つ // 主な業務支援のメニュー

ハトサポ Web書式作成システム

クラウド型の契約書式作成システム。自動連動や呼出機能など便利機能満載!



電子契約システム ハトサポサイン

安い!簡単!安心!契約書類の脱ハンコ・ペーパーレス化で不動産取引の電子化をサポート!



ワード・エクセル契約書式

ダウンロードして使用する契約書式。重説・契約書などの各種契約書式をご用意



特約・容認事項文例集

実務に役立つ文例を多数掲載!重説や契約書作成時の?を解消



Web研修・eラーニング

宅建業に従事される方の知識向上、取引における紛争防止のため業務上参考となる研修用動画を配信

不動産取引に関するご相談

弁護士法律相談、契約書式の書き方相談、税理士相談で業務をサポート

法令改正情報

最新の法令改正等をいち早く掲載過去の改正情報も検索可能

出版物のご案内

重説・契約書の書き方解説書や税金解説書など業務支援ツールを多数ご用意

提携サービス

業務に役立つサービスや商品を多数ご紹介

この他にも、
・広報誌リアルパートナーバックナンバー閲覧
・価格査定マニュアル(会員価格で頒布)
・各種調査研究結果の閲覧 など
会員限定コンテンツが充実

ハトサポへの登録がお済みでない方へ

- ※ハトサポへの初期登録は「ハトサポログイン」で検索!
「ハトサポ利用登録フォーム」から必要事項を入力下さい。
- ※令和6年3月末時点でハトサポ未加入の会員業者各位には、個別に登録方法をご郵送にて案内致しております。
- ※令和7年度からは不動産情報流通システム「ハトサポBB」も利用可能となる予定です。
- ※初期登録が不明な場合は、香川県宅建協会事務局Tel087-823-2300までお問合せ下さい。

協会の動き

R6年3月1日～R6年5月31日

3月

- 5日(火) 新規開業予定者支援セミナー
- 6日(水) 四国地区不動産公正取引協議会
役員会・合同研修会
- 12日(火) 宅地建物取引士法定講習
- 21日(木) 入会審査会・執行役員会
- 27日(水) 理事会

4月

- 18日(木) 入会審査会・執行役員会
期末監査会
- 25日(木) 理事会・幹事会

5月

- 14日(火) 宅地建物取引士法定講習
- 16日(木) 入会審査会・執行役員会
- 29日(水) 総会・理事会



| 地区数 | 正会員 | | | 準会員 (支店等) |
|------|-----|-----|-----|--------------|
| | 法人 | 個人 | 合計 | |
| 高松西 | 66 | 14 | 80 | 10 |
| 高松北 | 59 | 18 | 77 | 6 |
| 高松光洋 | 58 | 11 | 69 | 7 |
| 高松東部 | 69 | 23 | 92 | 5 |
| 高松栗林 | 36 | 8 | 44 | 2 |
| 高松南 | 71 | 24 | 95 | 22 |
| 高南 | 53 | 22 | 75 | 1 |
| 大川 | 21 | 17 | 38 | 2 |
| 坂出 | 47 | 14 | 61 | 5 |
| 丸亀 | 72 | 27 | 99 | 12 |
| 仲多度 | 32 | 20 | 52 | 0 |
| 三観 | 75 | 39 | 114 | 5 |
| 合計 | 659 | 237 | 896 | 77 |

(令和6年5月31日現在)

【表紙写真】

次屋 健 (語りかける風景) 第232号

「花菖蒲 人生勝負と 競い咲く」

江戸時代の頃から、菖蒲の季節になると、菖蒲湯に入る習慣があったようだ。菖蒲は「勝負」に通じることから、どこの家庭も男の子が健康に育つよう、湯あみさせたのだという。

吾輩も子どもの時分に、お袋がどこからか貰ってきた菖蒲を風呂に入れてくれたような記憶がある。

この風習が今も残っているかどうかかわからないが、家族を思う気持ちは、親から子へと絶えることなく、いつまでも続いてほしいものだ。

坂出市川津町にて

植條敬介氏が相談役に就任



このたび、香川県議会議員の植條敬介氏が新たに相談役に就任した。

植條氏は、令和6年5月まで当協会の常務理事で坂出地区長として、協会

のために尽力頂いた。

同氏は、これまでも県議会と宅建協会との関係強化に努めて頂いたが、今後は相談役に就任することで、ますます県政との連携に期待が高まるものである。

令和6年6月15日発行 (第232号)

発行人 公益社団法人香川県宅地建物取引業協会
会長 吉田孝一

編集人 総務・財務委員会
委員長 樋口範明
副委員長 大西一正

高松市松福町1-10-5 (香川県不動産会館)

TEL 087-823-2300 FAX 087-823-1212

ホームページアドレス

https://www.takken-kagawa.jp

メールアドレス info@takken-kagawa.com

令和6年度 宅地建物取引士資格試験

○試験日時 令和6年10月20日(日)
13時～15時
(登録講習修了者は13:10～15:00)

○受験申込

【インターネット申込】

令和6年7月1日9:30

～7月31日23:59まで

<https://www.retio.or.jp>から申込

【郵送申込】

令和6年7月1日～7月16日(消印有効)

○試験案内配布期間・場所

令和6年7月1日～7月16日

香川県宅建協会、香川県住宅課、長尾・高松・中讃・西讃の土木事務所、小豆総合事務所、香川大学生協、高松大学、四国学院大学、徳島文理大学、紀伊國屋丸亀店、宮脇書店総本店・本店・南本店、くまざわ書店高松店、ジュンク堂書店高松店

○受験手数料 8,200円

○合格発表日 令和6年11月26日(火)

令和6年度 不動産コンサルティング技能試験

○試験日時 令和6年11月10日(日)
午前 択一式試験
午後 記述式試験

○受験申込

令和6年7月17日～9月18日

Webからの申込みとなります。

<https://www.retpc.jp/>

○受験手数料 31,500円

○試験地 高松 他11地区

○合格発表 令和7年1月10日(金)

○受験資格

- ①宅地建物取引士資格登録者で現に宅地建物取引業に従事している方、又は今後従事しようとする方
- ②不動産鑑定士で、現に不動産鑑定業に従事している方、又は今後従事しようとする方
- ③一級建築士で現に建築設計業・工事監理業等に従事している方、または今後従事しようとする方

令和6年度 賃貸不動産経営管理士試験

○試験日時 令和6年11月17日(日)
13時～15時

○資料請求・受験申込

令和6年8月1日～9月26日

(資料請求は9月19日12:00まで)

○受験料 12,000円

○登録料 6,600円

○試験地 香川 他37地区

○合格発表日 令和6年12月26日(木)

○受験資格

どなたでも受験可

*受験資格はありませんが、登録には実務経験もしくは、それに代わる講習が必要です。

令和6年度 賃貸不動産経営管理士講習(試験の一部免除)

講習を修了すると賃貸不動産経営管理士試験の修了年度とその翌年度の試験50問のうち5問が免除されます。

○学習内容

- ①概ね2週間の事前学習
- ②スクーリングによる1日の講習

○日程 令和6年7月24日～9月20日

○会場 香川県不動産会館(8月22日)ほか

○講習時間 9:00～17:30(8:50受付開始)

○受講料 22,198円(テキスト代込)

○受講資格 どなたでも受講可

○申込方法

(一社)賃貸不動産経営管理士協議会のサイトから
<https://chintaikanrishi.jp/>

